○財務省告示第二百四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・五トン
二	○トン
三	二トン
四	四、○三三トン
五	一九五トン
六	一トン
七	三トン
八	一トン
九	三、四一一トン
一〇	二七三トン
一一	四八三トン
一二	一六、六四六トン
一三	一、一一〇、一二〇トン
一四	一九八、二五五トン
一四の二	六二、八七六トン
一五	五六トン
一六	一、〇一八トン
一七	一七、一四四トン
一八	二、五四六トン
一九	一七三トン
二〇	八六トン
二一	五、五四六トン
二二	八八トン
二三	八三六トン
二四	八トン
二五	○トン
二六	一九四トン
二七	一、一五一トン
二八	○トン
二九	七二トン

○財務省告示第二百五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万七千四百三十トン

二　冷凍牛肉　四万八千九百三十八トン

○財務省告示第二百六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十三万二千五百三十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　十三万二千五百四十二トン

○厚生労働省告示第二百七十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十六年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から適用する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号中「、稚内公共職業安定所」を削る。

第三号中「本荘公共職業安定所」を「大曲公共職業安定所、本荘公共職業安定所、横手公共職業安定所」に改める。

第十号を第十八号とする。

第九号中「区域（」の下に「川内公共職業安定所、国分公共職業安定所」を加え、同号を第十七号とする。

第八号を第十六号とする。

第七号中「大村公共職業安定所」の下に「、五島公共職業安定所」を加え、同号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　大分県の区域（別府公共職業安定所の管轄区域に限る。）

第六号中「区域（」の下に「田川公共職業安定所、」を加え、同号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　佐賀県の区域（鹿島公共職業安定所の管轄区域に限る。）

第五号中「区域（」の下に「安芸公共職業安定所及び」を加え、同号を第十一号とする。

第四号中「阿南公共職業安定所」の下に「及び吉野川公共職業安定所」を加え、同号を第十号とする。

第三号の次に次の六号を加える。

四　栃木県の区域（矢板公共職業安定所の管轄区域に限る。）

五　京都府の区域（京都田辺公共職業安定所の管轄区域に限る。）

六　大阪府の区域（岸和田公共職業安定所、池田公共職業安定所、泉大津公共職業安定所、河内柏原公共職業安定所、枚方公共職業安定所及び河内長野公共職業安定所の管轄区域に限る。）

七　兵庫県の区域（伊丹公共職業安定所、明石公共職業安定所及び西神公共職業安定所の管轄区域に限る。）

八　和歌山県の区域（御坊公共職業安定所の管轄区域に限る。）

九　広島県の区域（可部公共職業安定所及び廿日市公共職業安定所の管轄区域に限る。）

○厚生労働省告示第二百七十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

第4中24を25とし、10から23までを11から24までとし、9の次に次のように加える。

10　インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清亜型がH5N1であるものに限る。）A／Anhui／1／2005（H5N1）（IBCDC—RG6）

○厚生労働省告示第二百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第百四十九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十六年八月一日から適用する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

第一条　健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一号の表中「（規則第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十二条の三第一号若しくは第二号に定める者である期間に係るものに限る。）が九十日以下」を「（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第